

河南町建設工事成績評定要領

(目 的)

第1条 この要領は、河南町が発注した建設工事成績評定に必要な事項を定めるとにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって適正な施工を確保するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(工事成績の評定を行う対象工事)

第2条 工事成績の評定を行う対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を除く建設工事とする。

- (1) 応急工事、補修工事等軽微な工事及び単価契約に基づく工事
- (2) 契約金額が200万円以下の工事
- (3) 随意契約により契約を締結した工事
- (4) その他町長が必要ないと認めた工事

(工事成績の評定者等)

第3条 工事成績の評定者は、河南町建設工事等検査要綱（平成17年河南町告示第80号。以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する監督職員（以下「監督員」という。）及び同条第2号に規定する検査職員（以下「検査員」という。）とする。

2 監督員又は検査員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により監督又は検査を委託した工事の評定を行うときは、その委託をした者の意見を求めるものとする。

(工事成績の評定等)

第4条 工事成績の評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の評定は、前条第1項の評定者が監督又は検査において確認した事項について工事成績評定表（様式第1号）（以下「評定表」という。）により、それぞれ独立して厳正かつ的確に行うものとする。

3 監督員は、要綱第2条第3号に規定する工事主管課長（以下「工事主管課長」という。）が工事の完了を認めたときは、遅滞なく評定を行い、工事主管課長に報告するものとする。

4 検査員は、完了検査を終了したときは、遅滞なく評定を行い、要綱第2条第4号に規定する検査主管課長（以下「検査主管課長」という。）に報告するものとする。

5 検査主管課長は、前項の報告を受けたときは、内容を確認し、工事主管課長に評

定表（写し）を送付するものとする。

（総合評価の基準）

第5条 前条第2項の規定により評定した合計点数は、次の基準に基づき総合評価とする。

- (1) 総合評価5 80点以上
- (2) 総合評価4 70点以上80点未満
- (3) 総合評価3 65点以上70点未満
- (4) 総合評価2 60点以上65点未満
- (5) 総合評価1 60点未満

（評価結果の通知）

第6条 町長は、第3条第1項の評定者から評定表等の提出があったときは、遅滞なく当該工事の請負業者に評定の結果を工事成績評定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（評定の修正）

第7条 町長は、前条の規定による通知をした後、評定の結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 町長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なく当該工事の請負業者にその結果を通知するものとする。

（報 告）

第8条 前2条により通知をした後、検査主管課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その旨を副町長に報告するものとする。

- (1) 継続した2年度以内において、総合評価2の評定をした後、総合評価2以下の評定をしたとき。
- (2) 総合評価1の評定をしたとき。
- (3) 前号に該当した後、該当した年度又は翌年度において、総合評価2以下の評定をしたとき。

（工事成績優秀業者の公表）

第9条 町長は、総合評価5の評定をした工事があるときは、その請負業者を工事成績優秀業者として、翌年度始めに商号、住所、工事名及び工事種別を公表する。ただし、総合評価5の評定をした工事（以下「当該工事」という。）と同一年度に、次の各号のいずれかに該当した場合は、この限りでない。

- (1) 総合評価 2 以下の評価をしたとき。
- (2) 当該工事と同一の工事種別において、総合評価 3 の評価をしたとき。
- (3) 河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和 3 年河南町告示第 5 4 号）に基づく入札参加停止措置をしたとき。
- (4) 河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱（平成 2 5 年河南町告示第 1 2 2 号）に基づく入札等排除措置をしたとき。

2 前項の公表する期間は、公表を行った日の属する年度末までとする。

（説明請求等）

第 10 条 第 6 条及び第 7 条に規定する通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（河南町の休日を定める条例（平成元年河南町条例第 3 1 号）に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、町長に対して工事成績評価結果に関する説明請求書（様式第 3 号）（以下「説明請求書」という。）により説明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により説明請求書の提出があったときは、河南町入札参加業者資格審査会に諮った上、その請求書を受理した日の翌日から起算して 14 日以内（休日を含まない）に説明請求に対する回答書（様式第 4 号）により回答するものとする。なお、再説明請求はできないものとする。

（工事成績評価反映方法）

第 11 条 町内本店業者（河南町入札参加業者資格審査要綱（平成 2 2 年河南町告示第 1 号。以下「審査要綱」という。）第 2 条第 7 号に規定する町内本店業者をいう。以下同じ。）が工事成績優秀業者になった場合は、当該工事と同一工事種別に限り、翌年度における手持ち工事数の対象としないこととし、町内本店業者以外の者が工事成績優秀業者になった場合は、当該工事と同一工事種別の工事 1 件に限り、翌年度における手持ち工事数の対象としない特例措置を行うものとする。

2 前項の規定による特例措置期間中に町内業者の要件を欠いた場合等の取り扱いは、審査要綱第 6 条の規定を準用する。

3 町長は、総合評価 2 以下の評価をしたときは、その者に対して翌年度の入札参加に制限を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 8 日から施行し、平成 17 年度の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の河南町建設工事成績評定要領（以下「改正前の要領」という。）の規定によりなされた行為又は手続きは、改正後の河南町建設工事成績評定要領の規定によりなされた行為又は手続きとみなす。ただし、平成 22 年 3 月 31 日時点において、改正前の要領第 8 条第 1 項の規定に該当する者は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。（平成 25 年 11 月 22 日告示第 129 号）

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。